

早出遅出勤務制度の積極的活用について

政府内の仕事の仕方の改善の一環として、職員の育児・介護と仕事の両立支援を図りつつ、業務の効率及び質の向上を図るため、早出遅出勤務制度の積極的活用を図ることとし、以下の3点に取り組んでいただきたい。

1. 府省内での早出遅出勤務制度の更なる周知

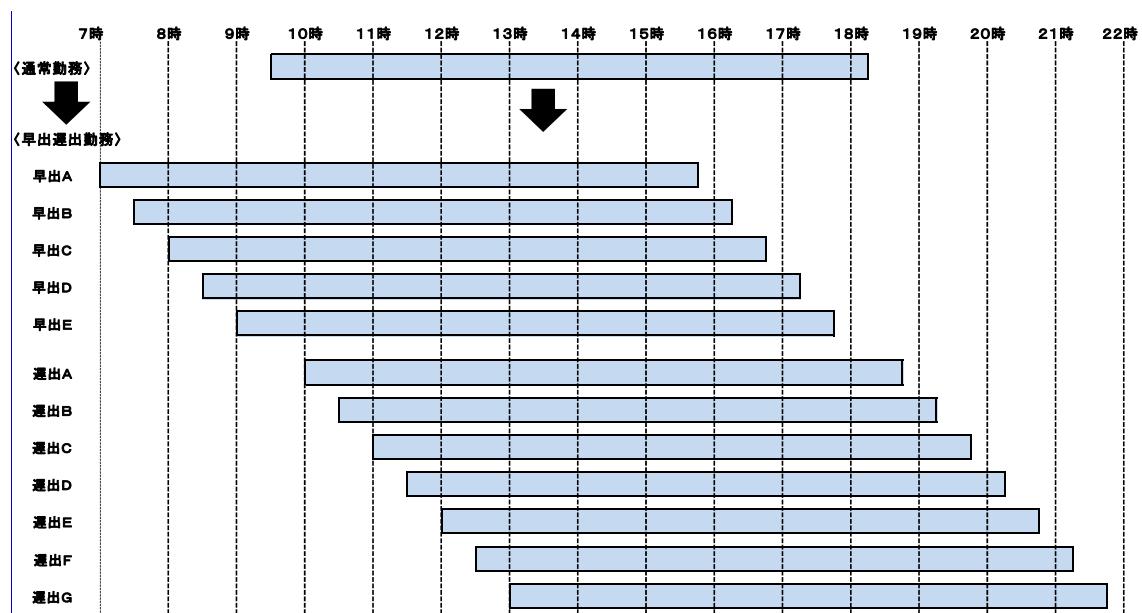
2. 職員のニーズに応じて活用しやすくなるよう、時間区分をきめ細かく設定するなど訓令等の見直し

3. 職場における早出遅出勤務制度を活用しやすい環境づくり

-- 早出遅出勤務制度の概要 --

- ・職員の1日の勤務時間(7時間45分)を変えずに始業時間を日ごとに弾力的に設定する制度。
- ・各府省において、対象職員、時間区分、決定権者等を規定した勤務時間に関する訓令を定め、運用している。

(早出遅出勤務制度の運用例)



【一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第2項、人事院規則10-11、一般職の職員の勤務時間に関する事務の運営の基準について（総人恩総第464号）等】